

日高村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、日高村が交付する浄化槽設置整備事業補助金に係る補助対象、補助金額、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)による改正前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。
- (3) 浄化槽の転換 既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への施設の転換をすることをいう。

2 前項によるものの他、この要綱における用語の定義は、浄化槽法及び関係法令の規定による。

(補助金交付の条件)

第3条 日高村は、村長の定める地域内において、専用住宅に処理対象人員10人以下の次条に該当する一般住宅用浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者。
- (2) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができない者。
- (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- (4) 建物の販売を目的として浄化槽を設置しようとする者。
- (5) 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が2分の1未満のものを設置する者。
- (6) 浄化槽に違反した行為があつて2年を経過しない者で、同法上の権限を有する行政官から補助対象としないよう要請があつた者。
- (7) 村に対する公租公課に未納がある者。
- (8) 別表2に掲げる1及び2に該当すると認められる者。
- (9) 申請者が契約している浄化槽設置工事請負先等の事業者が、別表2に掲げるいずれかに該当するものと認められる場合。
- (10) 主たる生計の場として居住しない別荘等を設置する者。
- (11) 県税を滞納している者。
- (12) 新築若しくは合併処理浄化槽の設置された家屋の建て替え・増築や、既設合併処理浄化槽の更新・改築(災害に伴うものは除く)による浄化槽設置。ただし、次の各号に該当する者は補助対象とする。
 - ア 他市町村からの転入による家屋の新築や、子どもが分家独立した際の新築又は賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合
 - イ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴う家屋の新築や増築等の既存の汚水処理未普及解消につながる浄化槽の設置

ウ 建て替え又は増改築に伴う既設合併処理浄化槽の更新（災害に伴うものは除く。）による浄化槽設置は、村長が認める場合のみ第5条に掲げる金額を補助する。

- 3 村外に居住する者または、住民登録が無い者で、前々項に定める地域内に浄化槽を設置しようとする者については、浄化槽設置後、速やかに日高村民となることが確実であり、証明ができる者。

（補助対象浄化槽）

第4条 補助金の交付の対象とする浄化槽は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす浄化槽とする。

- （1） 浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合するもの。
- （2） 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合し、かつ、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき登録されたもの。

（補助金額）

第5条 補助金額は、補助対象たる浄化槽の設置に要する費用に相当する費用とし、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれの第2欄に定める額を限度とする。

（転換及び宅内配管工事への補助）

第6条 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽（以下「既設槽」という。）から合併処理浄化槽へ転換する場合については、前条の補助金額にくみ取り便槽90,000円（上限）、単独処理浄化槽120,000円（上限）を加えた額を予算の範囲内で補助する。

- 2 前項の補助の対象については、合併処理浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に設置されるときに限る。
- 3 既設の住宅等に設置された既設槽から浄化槽への転換に係る第1号及び第2号の工事に付帯して行う宅内配管工事について前条の補助金額に300,000円（上限）を加えた額を予算の範囲内で補助する。

（補助申請書等の提出）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- （1） 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- （2） 浄化槽工事費見積明細書
- （3） 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- （4） 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあっては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- （5） 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく登録証
- （6） 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- （7） 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- （8） 浄化槽工事業の登録通知の写し又は特例工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し
- （9） 村に対する公租公課の納入状況照会のための同意書
- （10） 既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換配置するものは、既設槽撤去と宅内配管の現況写真
- （11） 浄化槽設置後、速やかに日高村民となること、又は村内で転居することが確実であることを証明できる書類（誓約書）

(12) 県税事務所が発行する納税証明書

(13) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知等)

第8条 村長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 村長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第9条 前項第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書（第4号様式）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定年月日から10日以内又は当該年度3月20日のいずれか早い日までに村長に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助対象者は、当該補助事業の属する年度に7を加えた年度の末までに補助対象浄化槽を廃止しようとするときは、第1項に準じた承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 浄化槽工事の出来高明細書及び支払金領収書の写し

(4) 当該工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト

(5) 浄化槽設置配管完了図

(6) 浄化槽設置工事各工程の写真

(7) その他村長が定める書類

2 既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をした場合、既存単独処理浄化槽を撤去したことを証明できる以下のもの

(1) 処分に係わる費用の領収書又は内訳書（清掃、撤去、産廃処理費等）

(2) 撤去した槽を掘上げたことが確認できる写真

(交付額の確定)

第11条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第12条 村長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第13条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けたと認めたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したと認めたとき
- (3) 補助金交付の条件（第3条）に違反したと認めたとき
（補助金の返還）

第14条 村長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。
（現場確認等）

第15条 村長は、補助金を適正に執行するため、予め指定した検査職員に命じ、補助対象浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認させることができる。

- 2 補助対象者、当該工事を担当する浄化槽設備士等、検査職員から要請があったものは、前項の現場確認に立ち会わなければならない。
- 3 村長又は検査職員は、補助事業の適正な実施の観点から、補助対象者及び関係業者に対し、補助事業又は当該浄化槽の状況について、改善、報告等を求めることができる。
- 4 補助対象者及び関係者は、前項の請求があったときは、それに従わなければならない。
（譲渡等の届出）

第16条 補助対象者は、補助対象浄化槽を他の人に譲渡等をしたときは、その相手人に関係書類の引継及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、1ヶ月以内に村長に譲渡等届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の譲渡等を受けた者は、この要綱及び関係法令上の地位を継承する者とする。
- 3 第1項の譲渡等を受けた者は、浄化槽法第10条の2第3項の規定により、変更の日から30日以内に所轄福祉保健所長に浄化槽管理者変更報告書（高知県浄化槽事務取扱要領第8号様式）を提出しなければならない。
- 4 補助対象浄化槽を相続した者については、第3項を準用する。
（その他）

第17条 村長は、補助金交付目的の成就等の観点から、次のことを定めることができる。

- (1) 補助対象浄化槽の浄化性能、耐久性等を確保するために、設置工事基準その他を別に定めることができる。
- (2) 浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定水質検査の状況等について、設置者から報告を求めることができる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、村長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正は、平成3年6月1日から施行する。
- 3 この要綱の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 5 この要綱の改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 6 この要綱の改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 7 この要綱の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 8 この要綱の改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 9 この要綱の改正は、平成19年4月1日から施行する。

- 10 この要綱の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 11 この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 12 平成25年12月16日から平成26年3月31日に限り補助申請書の提出期間を定め、予算の範囲を超える応募があった場合は、予算の範囲内で按分する。
- 13 平成26年12月8日から平成27年3月31日に限り補助申請書の提出期間を定め、予算の範囲を超える応募があった場合は、予算の範囲内で按分する。
- 14 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 15 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 16 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 17 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 18 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 19 この要綱の改正は、令和7年5月1日から施行する。

別表1（第5条関係、補助限度額）

1. 人槽区分	2. 限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

別表2（第3条関係、第13条関係）

- 1 暴力団（日高村暴力団排除条例（平成23年3月11日条例第9号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを使用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式
第1号様式

年 月 日

日高村長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

生年月日 _____

年度日高村浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、日高村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 設置場所の地名番地		日高村	
2. 交付申請額	合計	補助金合計 円	
	内容	本体設置費補助金 円	
		(うち既設槽撤去費補助金 円)	
		宅内配管費補助金 円	
3. 浄化槽人槽規模		人槽	
4. 設置区分		1. 新築 2. 増改築(既存の排水設備) 3. その他()	
5. 建築物所有者		1. 本人 2. 共有(人) 3. その他()	
6. 浄化槽敷地所有者		1. 本人 2. 共有(人) 3. その他()	
7. 着工予定年月日		年 月 日	
8. 事業完了予定年月日		年 月 日	

添付書類一覧

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽工事費見積明細書
- (3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあっては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票の写し
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく登録証
- (6) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (7) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (8) 浄化槽工事業の登録通知の写し又は特例工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し
- (9) 村に対する公租公課の納入状況照会のための同意書
- (10) 既設槽から合併処理浄化槽への転換配置するものは、既設槽撤去又は宅内配管工事の現況写真及び処分に係る費用が確認できる書類（見積書等）
- (11) 浄化槽設置後、速やかに日高村民となること、又は村内で転居することが確実にあることを証明できる書類（誓約書）
- (12) 県税事務所が発行する納税証明書
- (13) その他村長が必要と認める書類

※ (10) については、既存単独処理浄化槽又は、既存くみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換配置する方のみ必要

※ (12) については、県税の納税義務がない場合についても「県税の滞納がないこと」を証明する納税証明書の発行は可能なので、県外の方等が補助金を申請する場合も必要

第2号様式

日高産環発第 号

申請者 様

年 月 日付けで申請のあった 年度日高村浄化槽設置整備事業費補助金
については、下記により交付します。

年 月 日

日高村長

記

I 交付金額 金 円

II 交付条件等

1. 事業完了期限等

補助対象者は、年 3月20日までに補助事業を完了しなければなりません。

補助対象者は、この期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ村長に届け出て、その承認を受けなければなりません。

2. 承認事項等

(1) 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ村長の承認を受けなければなりません。(第4号様式)

ア. 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ. 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定年月日から10日以内又は当該年度 3月20日のいずれか早い日までに村長に報告してその指示を受けなければなりません。

3. 状況報告等

村長の要請があったときには、補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、直ちに村長に報告しなければなりません。

又、要請を受けたときは、担当検査職員が行う浄化槽設置工事現場の確認に立ち会ってください。

4. 実績報告書

補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して村長に提出しなければなりません。

（1）浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（浄化槽保守点検業者にあつては、担当の浄化槽管理士（昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、厚生大臣の指定した「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を受講した者に限る。）を明らかにする書類を添付すること。）

又は、補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類

（2）浄化槽法定検査依頼書の写し

（3）浄化槽工事の出来高明細書及び支払金領収書の写し

（4）当該工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト

（5）浄化槽設置配管完了図

（6）別に定める設置工事各工程ごとの写真

（7）その他村長が定める書類

既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をした場合、既存単独処理浄化槽を撤去したことを証明できる以下のもの

（1）単独処理浄化槽使用廃止届出書の写し

（2）処分に係わる費用の領収書又は内訳書（清掃、撤去、産廃処理費等）

（3）撤去した槽を掘上げしたことが確認できる写真

5. 補助金の確定

村長は、4の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、通知するものとする。

6. 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額の確定後、補助対象者からの請求書（第7号様式）の提出により、速やかにその全額を交付します。

なお、日高村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下交付要綱という。）第3条第2項に該当すると認められたとき及び交付要綱第3条第1項、第3項が厳守できないと認められたときは、交付要綱第13条により、交付決定の取消となる。

7. 法令の遵守

この浄化槽の設置にあたっては、浄化槽法、高知県浄化槽指導要綱・関係要綱等、関係法令の指定を遵守してください。

特に、浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定水質検査については、法令で定める回数等を確保し、水質の保全に努めてください。

8. 譲渡等の届出

この浄化槽の設置後、当該浄化槽を他の人に譲渡等を行った場合は、その相手人に関係書類の引継及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、1ヶ月以内に村長に譲渡等届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

第3号様式

日高産環発第 号

申請者 様

年 月 日付けで申請のあった 年度日高村浄化槽設置整備事業費
補助金については、下記の理由により不交付とします。

年 月 日

日高村長

記

理 由

第4号様式

年 月 日

日高村長 様

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

年度日高村浄化槽設置整備事業変更等（廃止）承認申請書

年 月 日付け 日高産環発第 号で補助金交付決定を受けた
年度日高村浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいの
で、日高村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条第1項（第3項）の規定により、変更等（廃
止）の承認を申請します。

記

1. 変更等の事項

（1）補助金交付申請内容の変更

変更の具体的内容

（2）補助事業の中止（浄化槽の設置を中止する。）

（3）補助事業の廃止（浄化槽は設置するが、補助事業はやめる。）

（4）補助対象浄化槽の廃止（補助金受領後7年度以内に当該浄化槽を廃止する。）

※ 該当しない事項を二重線で抹消してください。

2. 理 由

第5号様式

年 月 日

日高村長 様

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

年度日高村浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 日高産環発第 号で、補助金交付の決定を受け
た 年度日高村浄化槽設置整備事業が完了したので、日高村浄化槽設置整備事業補助金交
付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 事業完了年月日 令和 年 月 日

3. 添 付 書 類

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（浄化槽保守点検業者
者にあつては、担当の浄化槽管理士（昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、厚
生大臣の指定した「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を受講した者に限る。）
を明らかにする書類を添付すること。）

又は、補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行
うことができることを証明する書類

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 浄化槽工事の出来高明細書及び支払金領収書の写し

(4) 当該工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト

(5) 浄化槽設置配管完了図

(6) 別に定める設置工事各工程ごとの写真

(7) その他村長が定める書類

既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をした場合、既存単独処理浄化槽を撤去した
ことを証明できる以下のもの

(1) 単独処理浄化槽使用廃止届出書の写し

(2) 処分に係わる費用の領収書又は内訳書（清掃、撤去、産廃処理費等）

(3) 撤去した槽を掘上げしたことが確認できる写真

第6号様式

日高産環発第 号
年 月 日

申請者 様

日高村長

年度日高村浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度日高村浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので、日高村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

金

円

第7号様式

日高村浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

請求金額	金	円
------	---	---

但し、 年 月 日付け 日高産環発第 号で交付額確定の通知のあった 年度日高村浄化槽設置整備事業補助金を、日高村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

日高村長 様

補助対象者 住 所
氏 名
電 話

(付 記)

※上記の請求金額は、次の銀行口座に振り込んでください。

フリガナ 口座の名義	()	
銀行名及び支店名	銀行 農協	支店 支所
口座の種別及び番号	普通 ・ 当座 No	